

脳卒中後遺症患者の社会参加の実現に向けて

伊藤 圭太[†]第73回国立病院総合医学会
(2019年11月9日 於 名古屋)

IRYO Vol. 75 No. 1 (47-50) 2021

要旨

脳卒中・循環器病対策基本法が施行されたことにより、脳卒中に関する支援の拡大や取り組みが期待される。脳卒中後遺症患者の就労支援をしている立場としては、当事者の社会参加の実現がいかに促進されるのかに大きな期待を寄せている。

脳卒中後遺症患者の社会参加を実現するうえで、どういった課題へどのようなアプローチをすればよいのかを把握しなければならない。当団体（NPO法人ドリーム）が2018年に実施した「脳卒中後遺症患者の生活実態調査」では、医療・福祉サービス利用以外の外出が多い当事者は、そうでない人に比べ25.5%交友関係の減少が抑えられるという結果が得られた。また、交友関係が維持・増加している当事者は、そうでない人に比べ20.2%後遺症を受容できているという結果が得られた。つまり「外出＝交友関係＝障害受容」がそれぞれ比例していることが証明された。

脳卒中後遺症患者の社会参加は、後遺症の改善や生活動作の適応だけではなく、その機会が創造されなければ実現が困難である。逆に、社会参加の機会があれば、それを目標とした訓練やアプローチが可能となる。日常生活行動の改善が、当事者の自信へとつながり、社会参加も増加していくことが期待される。

当団体では、脳卒中後遺症患者のみを対象とした支援体制を整え「支援を受ける側」から「支援をする側」へとシフトすることで、社会参加を実現している。たとえば、当事者による専門職の育成・研修のための治験モデル、障害者用トイレやキッチン開発のためのアドバイザーなどである。

脳卒中・循環器病対策基本法により「障害者」という広義の枠組みでの支援体制から、その疾病に合わせた支援体制が確立され、社会参加の機会が確保される必要がある。そのためにも、医療や福祉といった枠を超え、さまざまな社会資源が交わることで、脳卒中後遺症患者だからこそ担える役割や活動が「創造」されることを期待している。

キーワード 脳卒中・循環器病対策基本法, 脳卒中, 障害者, 就労支援, 社会参加

特定非営利活動法人ドリーム 事務局 †作業所指導員

著者連絡先：伊藤圭太 特定非営利活動法人ドリーム 事務局長 理事

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-13-24先 地下1階31-14

e-mail : stroke-support@npo-dream.org

(2020年3月5日受付, 2020年5月8日受理)

Towards the Realization of Post-stroke Social Participation

Keita Ito, Certified NPO DREAM

(Received Mar. 5, 2020, Accepted May 8, 2020)

Key Words : The Stroke and Cardiovascular Disease Control Act, stroke, persons with disabilities, employment support, social participation